

既設施設との隣接配管

既設施設と隣接する部分に硬質塩化ビニル管を配管する場合は、施設相互の安全をはかるため、設計にあたって次の点に留意する。なお、これらの設計については、当該既設施設の管理者の承認を得ること。

- ① 施設相互の安全が確保でき、且つ、既設施設の基礎や防護を損なわない最小の間隔を確保する。
- ② 硬質塩化ビニル管に局部集中荷重が生じない配管構造とする。
- ③ 既設施設を露出させる場合は、既設施設の防護について検討する。

[解説]

- 1) 既設施設と硬質塩化ビニル管の離隔距離を交差の場合15cm以上、並列の場合30cm以上とする。
- 2) 既設施設の交差配管等で、管に局部的な集中荷重が加わるおそれのある部分は、図3.4.8および図3.4.9に示すように、その直上または隣接部（1m以内）にゴム輪接合部を設ける。

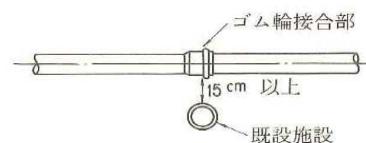


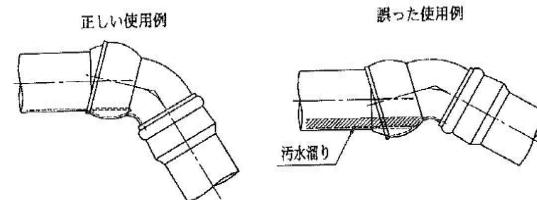
図3.4.8 既設施設が小さい場合



図3.4.9 既設施設が大きい場合

- 3) 既設施設を露出させる場合の防護工は、5.1.1既設管を含めて掘削する場合の留意点の項を参照のこと。

自在曲管等の施工について



曲げ角度を大きくする方向で使用すること。

図3-35 自在曲管の使用例

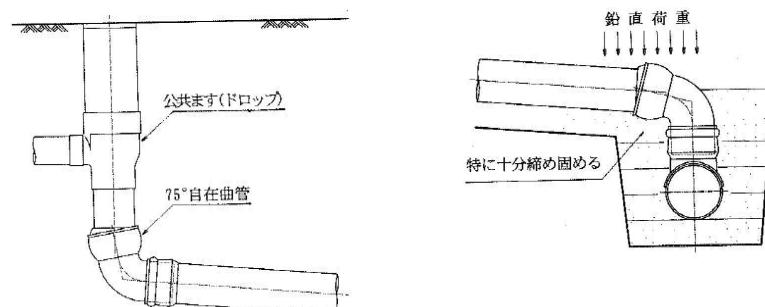


図3-36 75°自在曲管の使用方法

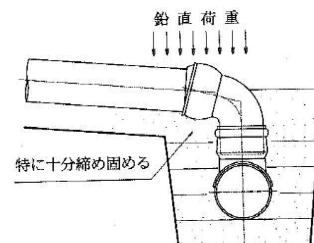
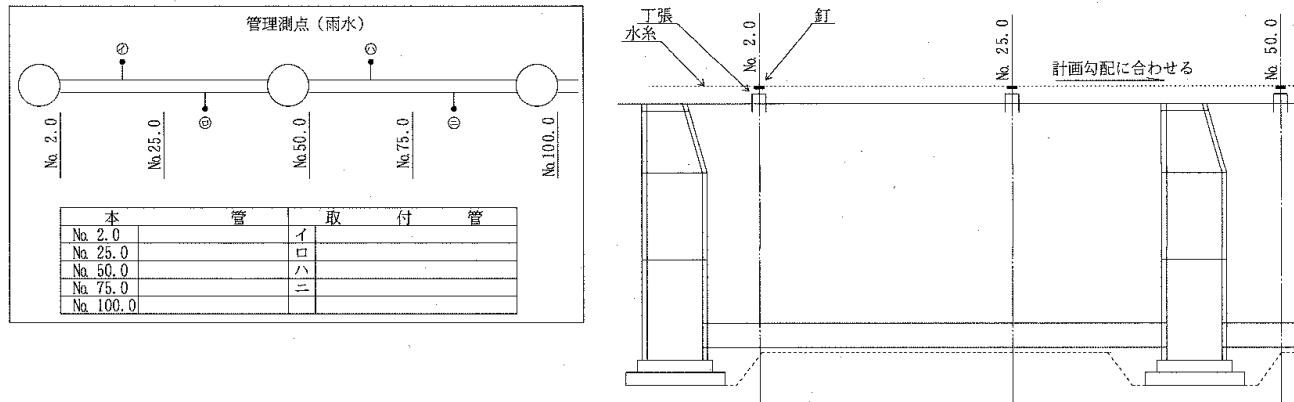


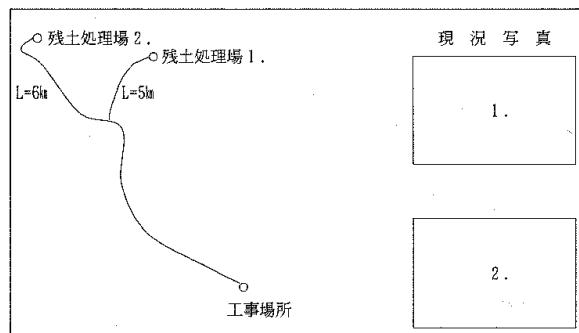
図3-37 自在曲管の施工上の注意

③ 管理測点の記入例



■本管の管理測点は、人孔下流と人孔間センターへの設置を標準とする。なお、取付管の管理測点は、3~5箇所に1箇所の設置を標準とする。

④ 残土処理場及び再資源化処理場位置図の記入例



■土取場についても左記の要領で記入。また、路線を明示し路線距離も記入すること。

特定建設作業実施届出書提出の際の注意事項

- ① 必ず、現場着手の 7 日前迄に提出すること。
- ② 提出先は 香南市上下水道課 (57-8512)
- ③ 別紙見本を参照すること。
- ④ 見本の ■欄へは、担当課名、監督員名も記入すること。

香南市長 ○○ ○○ 香南市野市町西野2706

上下水道課 下水道係 TEL 57-8512

- ⑤ 位置図及び工程表を添付して 2 部提出すること。

様式第7号

特定建設作業実施届出書

※【A4サイズで提出のこと】

高知市長

様

電話番号

平成 年 月 日

届出者 住 氏名又は名称及び
所 法人にあっては、
その代表者の氏名

印

特定建設作業を実施するので、高知市公害防止条例第24条第1項(第2項)の規定により
次のとおり届け出ます。

建設工事の名称					
建設工事の目的に係る施設類 又は工作物の種類					
特定建設作業の種類					
特定建設作業に使用される高知市公害防止条例施行規則別表5または、騒音規制法施行令別表第2表もしくは、振動規制法施行令別表第2表に規定する機械の名称、型式及び仕様					
特定建設作業の場所	高知市				
特定建設作業の実施の期間 終了の時刻	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	作業開始 時	作業終了 時	作業日	実働時間 時間
騒音及び振動の防止の方法 発注者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 下請負人が特定建設作業を実施する場合及び の者 の氏 名	電話番号				
下請負人が特定建設作業を実施する場合及び の者 の氏 名	電話番号				
下請負人が特定建設作業を実施する場合及び の者 の氏 名	電話番号				
備考 1 特定建設作業の種類の欄には、高知市公害防止条例施行規則別表5または、騒音規制法施行令別表第2表もしくは、振動規制法施行令別表第2表に掲げる特定建設作業の種類を記載すること。 2 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日などをまとめてさしつかえない。 4 特定建設作業の場所の附近の見取り図及び特定建設工事の工程の概要を示した工事工程表については別途添付すること。					

特定建設作業についての説明書

(香南市上下水道課作成)

<特定建設作業とは>

騒音規制法、振動規制法又は高知市公害防止条例で定める下記のもの

騒音規制法又は振動規制法で定める特定建設作業		法の区分
くい打機（もんけんを除く）を使用する作業	圧入式	騒
	上記以外	騒 振
くい抜機を使用する作業	油圧式	騒
	上記以外	騒 振
くい打くい抜機を使用する作業 (圧入式くい打くい抜機を除く)		騒 振
びょう打機を使用する作業		騒
さく岩機を使用する作業 (作業地点の移動が1日 50m以内)	ブレーカー (手持式を除く)	騒 振
	上記以外	騒
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって定格出力15KW以上）を使用する作業		騒
コンクリートプラント（混練容量0.45m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練重量 200kg以上）を設けて行う作業 (モルタルの製造を除く)		騒
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		振
舗装版破碎機を使用する作業		振

(備考) 法の区分のうち、騒は騒音規制法対象であり、振は振動規制法対象である。

市条例に基づく特定建設作業のうち、農地、採草放牧地を造成又は改良するための作業は除く。

<特定建設作業に係る規制基準>

平成9年10月1日

規制種別	地域の区分	規制内容	規制の適用を受ける対象作業
騒音基準値	① ②	敷地境界線で85デシベル	騒音、市条例対象
振動基準値	① ②	敷地境界線で75デシベル	振動、市条例対象
作業時刻	①	午前7時～午後7時	騒音規制法、振動規制法及び市条例対象
	②	午前6時～午後10時	
1日あたりの作業時間	①	10時間以内	
	②	14時間以内	
作業期間	① ②	連続6日を超えないこと	
作業日	① ②	日曜、休日の作業禁止	

(備考) 地域の区分の①（第1号区域）とは騒音規制法第3条第1項の規定により高知市長が定めた区域の区分のうち第1種～第3種区域、②（第2号区域）とは第4種区域、ただし、学校、病院等の周囲80mの区域は地域の区分①となる。

災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。

上記規制基準に適合しない場合、市長は工事施工者に対し騒音等の防止の方法の改善又は作業期間の変更を勧告、命令できる。

<特定建設作業実施の注意事項>

- ◎ 特定建設作業を伴う工事を施工しようとする者は、作業期間の開始の7日前までに市長に届出なければならない。
(これに違反した場合は罰則規定が設けられている。7日前とは届出の日及び作業開始日は算入しない。例えば作業開始日7/18の場合届出は7/10までに行うこと。)
- ◎ 工事施工者において、できるだけ広い範囲の付近住民に対し、事前に十分工事の概要を説明しておくこと。
- ◎ 騒音、振動の発生の少ない機械、工法を採用すること。
- ◎ 特定建設作業の行われる場所をシートなどでおおい、騒音、ばい塵等の防止をはかり工事物しゃへいによる効果を確保すること。
- ◎ 機械設備はできるだけ付近住民に影響の少ない場所に設置すること。
- ◎ 工事施工管理者は作業員に対して騒音、振動防止の管理及び指導を行うこと。

(その他) 市より特定建設作業に関して、立入検査、関係人に対する指示、報告徴収の要求があつた場合、これらを拒み、妨げ、忌避もししくは違反した者は罰則の適用があります。

段階確認計画

段階確認計画は、請負者が本来行うべきものである施工管理に、契約内容の適正確保の為、監督員の介入と管理を付加して行く為の計画である。

下表に示す段階確認計画を作成し、各施工段階において工事監督職員に立会確認を要請すること。また、立会確認の実施にあたっては段階確認実施表を作成すること。

段階確認計画表

種 別	細 別	検 査 の 時 期	施工検査の頻度	備 考
安全管理関係	各種工事看板 工事灯、バリケード等	監督員現地立会 " "	着工前 1回 施工中 1回	
材 料 関 係	各種ヒューム管 各種2次製品 鋼矢板 簡易土留パネル 簡易鋼矢板 鋼製支保材 木製支保材 生コンクリート 生アスコン A.S乳剤 その他	ヒューム管到着後 製品到着後 搬入後 "	各ヒューム管 1回以上 各 製 品 1回以上	到着日を事前に電話連絡 "
舗装工関係	タックコート プライムコート 路盤工 表層工 施工面積 その他	散 布 中 " " 完 了 時 " "	施工中 1回 " " 完了後 1回 " "	

■材料検収は、原則として全数量について実施するものとする。

段階確認実施表

平成 年度

工事名

請負業者

No.

種別	位置 測点 高さ等	確認項目	確 認 事 項					監督職員	
			確認日 平成 年 月 日			請負業者			
			確認方法	位置・測点等	確認項目	指示事項	指示事項確認		

材料使用承諾願の内容

1. 生コンクリート

- イ. 18-8-40-高炉
- ロ. 18-8-25-高炉
- ハ. 21-8-25-高炉
- ニ. 30-25-25-高炉
- ホ. その他

2. ヒューム管

- | | |
|--------------|---------|
| イ. ○1,350 mm | B型ヒューム管 |
| ロ. ○ 700 mm | " |
| ハ. ○ 450 mm | " |
| ニ. ○ 300 mm | " |
| ホ. ○ 900 mm | E型ヒューム管 |
| ヘ. ○ 800 mm | " |
| ト. ○ 700 mm | " |
| チ. ○ 600 mm | " |
| リ. その他 | |

3. 鋼製カラー

- イ. ○ 900 mm用鋼製カラー
- ロ. ○ 800 mm "
- ハ. ○ 700 mm "
- ニ. ○ 600 mm "
- ホ. その他

4. 鋼矢板

- イ. III型鋼矢板
- ロ. 軽量鋼矢板
- ハ. その他

5. 鋼製支保材

- イ. H-300×300
- ロ. H-250×250
- ハ. その他

6. 簡易土留パネル

- イ. H=4.0 mタイプ
- ロ. その他

7. コンクリート二次製品

- イ. 組立人孔用ブロック
 - a. 調整リング
 - b. 斜型ブロック
 - c. 直壁ブロック
 - d. おどり場直壁ブロック
 - e. 車体ブロック
 - f. 底版ブロック

- ロ. 雨水樹用ブロック
 - a. イ型ブロック
 - b. 口型 "
 - c. ハ型 "
 - d. ニ型 "

- ハ. 取付管用接続ブロック
 - a. イ型ブロック
 - b. 口型 "
 - c. ハ型 "
 - d. ニ型 "

8. グレーチング

- イ. 樹蓋用 300×400
- ロ. その他

9. 鉄筋

- イ. D-13 mm
ロ. D-16 mm

10. 下水道用塩ビ管

- イ. R R 片受直管 ($\bigcirc 250\text{mm} \times 4000\text{mm}$)
ロ. 可とう継手 ($\bigcirc 250\text{mm}$ 上流用)
ハ. ヒューム管用 90° 支管 ($\bigcirc 150\text{mm}$)
ニ. 塩ビ管用 90° 支管 (")
ホ. 大曲りY (")
ヘ. R R 片受短管 ($\bigcirc 150\text{mm} \times 800\text{mm}$)
ト. R R 30° 曲管 ($\bigcirc 150\text{mm}$)
チ. 樹用砂付短管 (")
リ. エンドキャップ (")
ヌ. 滑材
ル. ヒューム管用特殊接合材
ヲ. その他

ハ. アスファルト合材

- a. 再生密粒度アスコンTOP13mm
b. 再生粗粒度アスコンTOP20mm
c. その他

12. その他

- イ. 再生碎石
ロ. 再生砂
ハ. その他

11. 補装材

- イ. 路盤材
a. 再生粒調碎石 RM-30
b. その他
ロ. 乳剤
a. PK-3
b. PK-4

材料使用承諾願提出の際の注意事項

- ① 工事に関する承諾書を使用し、承諾事項欄へは『別添使用材料』と記入し、使用材料一覧表を添付すること。
- ② 承諾後、完成検査時に使用する為、良好な状態で保存すること。
- ③ 提出日付は必ず記入すること。

(作成例)

使用材料一覧表

品名	規格	製造業者	納入業者

総括打合せから工事着工までにする事

- ① 以上にあげた項目が現場及び書類ともすべて終わった時点で総括打合せを行うこと。
- ② 総括打合せ記録の出席欄へ確認印を押印して提出すること。
- ③ 施工計画書・材料使用承諾願は、2部提出すること。
- ④ 承諾印を押印後、各1部返却する。
- ⑤ 現場事務所の中のよく見える所に下記のものを置くこと。
 - (1) 設計図面
 - (2) 工程表
 - (3) 施工経過図
 - (4) 工事日誌
 - (5) 写真撮影チェックリスト
 - (6) その他

写真撮影チェックリストの記入例

工種 内容	路線名									
	A 1 No.0.0	No25.0	No50.0	No75.0	No100	B 1 No.0.0	No25.0	No50.0	No75.0	
掘削工	機械掘削状況	<input type="checkbox"/>								
	人力掘削状況	<input type="checkbox"/>								
	掘削幅	<input type="checkbox"/>								
	掘削深	<input type="checkbox"/>								
栗石基礎工	敷均し状況	<input type="checkbox"/>								
	転圧状況	<input type="checkbox"/>								
	基礎幅	<input type="checkbox"/>								
	基礎厚	<input type="checkbox"/>								

■ 写真撮影が済めば○を塗りつぶす。

■ 監督員が立会した場合は別の色で塗りつぶす。

■ 日付も記入すること。

10/23

工事着手日が確定したら

① 地元へ内容を通知し、協力のお願いをすること。

その時に「受益者負担金」と「下水道使用料金」についての説明をし（地元説明マニュアル参照），各家庭の最終樹設置場所も決定すること。（土地所有者と現地立会を原則とする。）なお，工事概要，特にその家の前にいつ着手するかという事は，必ず伝えておくこと。

② 各種交通機関へ通知すること。

土佐電鉄，県交通等はもちろん，例えばホテル等へ出入りする観光バスなど，大型車両の通行の支障となる可能性もあるので，調査し，対応すること。

③ 警察署へ通知すること。

道路使用許可申請書を提出すること。

④ 地下埋設物，上空線等の占用企業者に通知すること。

⑤ 道路管理者等，関係官庁に通知すること。

- ・ 国道……土佐国道工事事務所管理課
- ・ 県道……高知県中央東土木事務所
- ・ 市道 香南市建設課

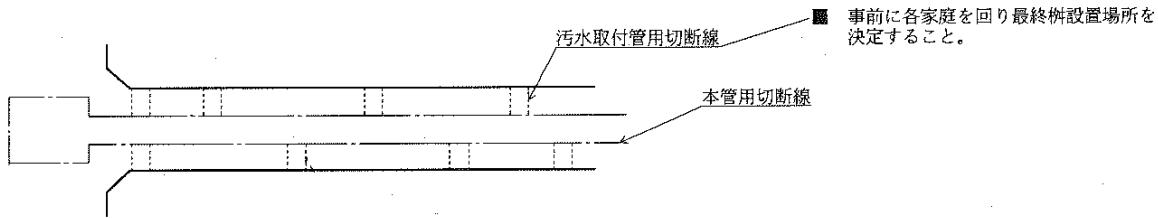
⑥ その他

主要幹線道路だけでなく，通行量が非常に多く，工事によって大きく交通の流れが変わると予想される現場の場合は，特に事前のPRが必要であるので道路交通情報センター（県警本部内 Tel 826-0110）に依頼しラジオを通じて情報を流すこと。

工事施工の際の注意事項

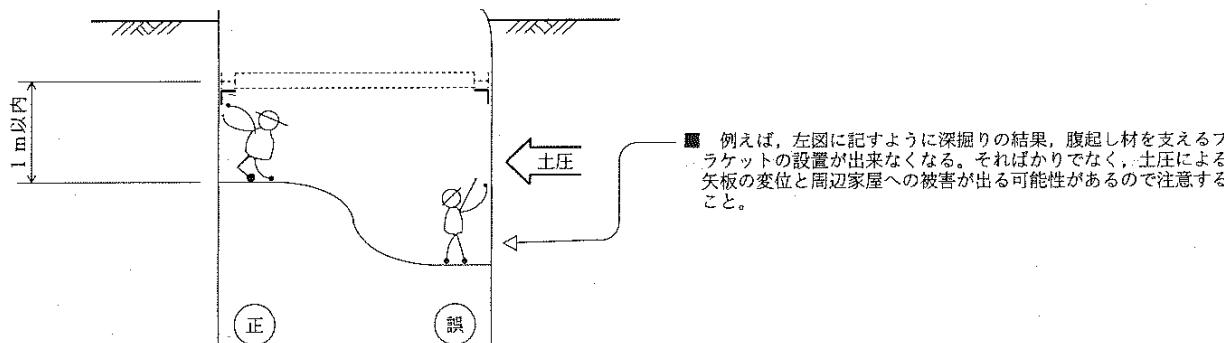
① 舗装切断工

すでに路面にマーキングされた掘削計画線の掘削幅等を監督員の立会、承諾の後切断すること。



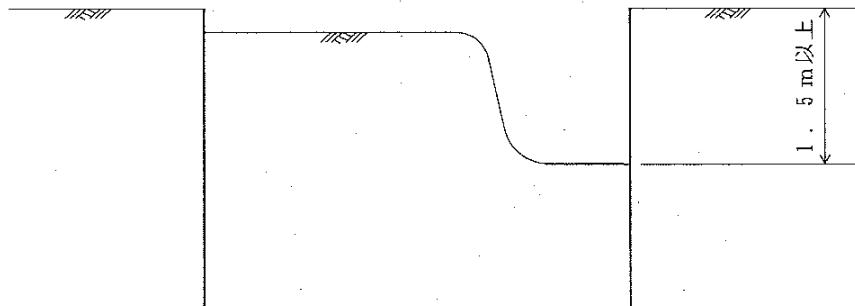
② 掘削工（本管）

- (1) 最終掘削底面までバックホウで掘削し、人力床均しをすること。
- (2) 先掘りの必要のある区間（木矢板、軽量鋼矢板、簡易土留パネルを土留材として使用する場合）は、深掘りを避け早い時期に土留材を設置すること。
- (3) 支保工の設置位置は正確にし、2段梁等の場合、土留材に損傷を与えないよう細心の注意をはらって掘削すること。



③ 土留工

- (1) 搬入、搬出時には監督員の確認を受けること。
- (2) 矢板等の設置は傾き、偏心が無いよう慎重に施工すること。
- (3) 支保工の設置は掘削工でも述べたように定位置へ早期に設置すること。
- (4) 支保工の撤去はプラケットまで埋戻しが終ってから行うこと。
- (5) 矢板等の引抜きが地盤への影響が最も大きいと思われる所以著しい地盤沈下等の異常な状態が起こる可能性を見込んで事前に監督員と打合せをし、また、地盤変動監視点の追跡調査を継続すること。



■ 周辺家屋等への被害を最小限にする方法として鋼矢板を撤去しない場合は以後の地下埋設工事を考慮し、原則として、G L - 1、5 m以上を確保して、切断すること。

■ スクラップが発生しますので、監督職員立会の検寸写真を撮ること。

④ 基礎工

設計図書図面に基づいて施工すること。

(1) 砕石基礎

(2) コンクリート基礎

抱きコンクリートを打設する時はベースコンクリートに付着した泥等を水洗いし、清浄な状態を保ちレイターンは取除くこと。

(3) 砂基礎、砂埋戻し

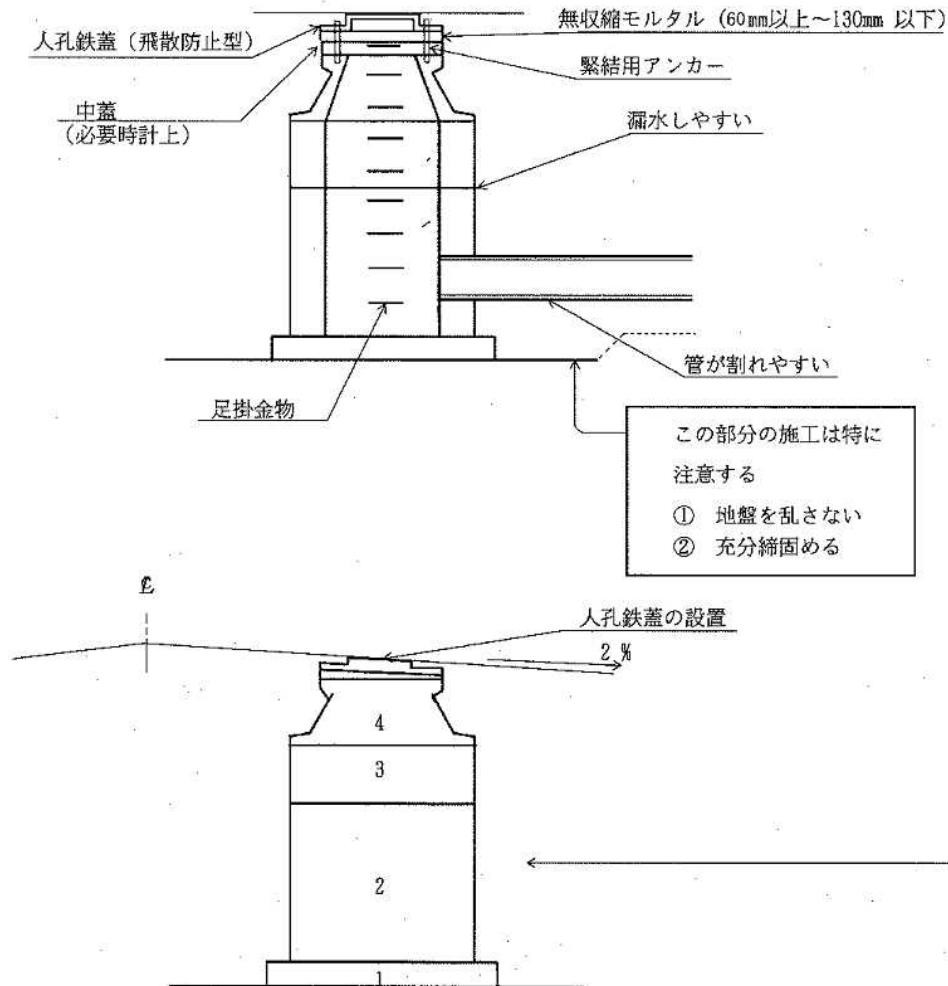
承諾された砂を使用し、十分に水締め等を行い、余剰水については水替えを行うこと。

⑤ 管布設工（本管）

- (1) 搬入及び積みおろし写真の撮影後、監督員の確認を受けること。
- (2) 管と同時に使用滑材の確認も受けること。
- (3) 設計書に計上されたトラッククレーンで吊りおろした後、チル・ホール、ヒッパラー等で完全に結合させること。
- (4) 切り管する場合は、切断面が崩れないよう、ベビーカッター等で丁寧に切ること。

⑥ 人孔築造工

- (1) 設計図書図面又は 下水道設計標準図に基づいて施工すること。
- (2) 斜壁ブロック、直壁ブロック等は搬入後、監督員の確認を受けること。



人孔築造の際の注意事項

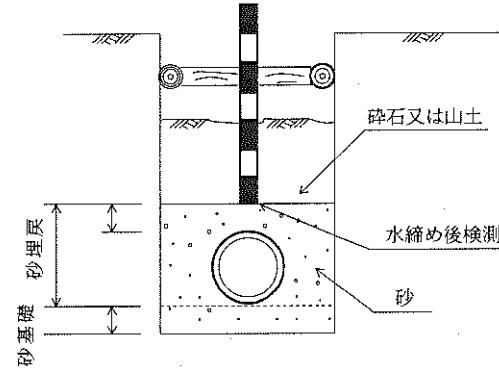
- 人孔接合部で管本体がさまざまな原因で非常に割れやすいので慎重な施工をすること。
- 人孔鉄蓋は車道、歩道の横断勾配を確認してから施工すること。道路センターに設置する場合は、鉄蓋の中心をトップに据えること。

写真撮影は左図のようにペンギングすること。

⑦ 埋戻し工（本管）

管頂 10cm までは砂埋戻しとし、それ以上は一層 30cm（通常碎石又は山土による）ごとの 60~100Kg 級タンバー使用による埋戻しとする。また、人孔部・接続ブロック部・取付管部の埋戻しの際は、損傷のないよう慎重に施工すること。

なお、埋戻し工の品質管理として、現場密度試験（JIS A 1214）を 500m³ 毎に 1 回（1 工事最低 1 回、3 箇所の平均値）実施すること。



■ 上図に示すようにヌキへ 30 cm ごとにペンキングを行い、リボンテープを添えて写真撮影すること。出来上がった埋戻し用定規を右図のように設置し、30 cm 每に出来形を撮影すること。

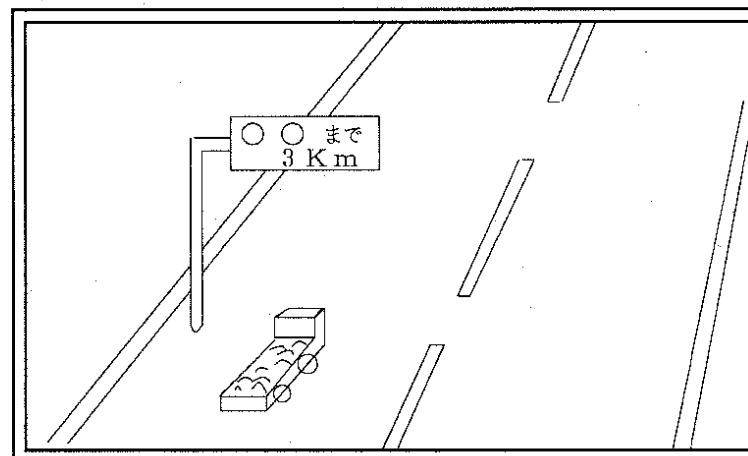
⑧ 残土処理と産業廃棄物処理

全体の状況がよく確認できる場所を選定し、

- (1) 積込状況（掘削機械と運搬車両）
- (2) 運搬状況（現場から処理場までの追跡）
- (3) 処理状況（ダンプしている状況）
- (4) 整地状況（ブルドーザーによる押土状況）
- (5) 許可書又は同意書（写し）の提出

を 1 セットとすること。

■建設廃棄物については、排出事業者（元請業者）責任において廃棄物処理法に従い適正に処理しなければならない。



■道路案内標識など周囲の状況がよく判る場所で撮影すること。